



皆さんは県外の友人、知人に「滋賀県」をどのようにPRしますか？

琵琶湖はもちろんですが、国宝彦根城、日本三大山車祭りのひとつである長浜曳山まつり、重要文化的景観である近江八幡の水郷、近江商人の「三方よし」の理念、ふな寿司などの郷土料理…。これらはいずれも、先人から受け継いだ滋賀県の誇るべき文化的資産です。

また、雄大な琵琶湖とそれを取り巻く美しい田んぼや里山の風景、そして周囲の山々という素晴らしい自然のなかで育まれてきた、環境を大切にしている人々の暮らしぶり、いわば「自然との共生」という生活文化は人々の暮らしのなかで脈々と息づいています。これらもまた、滋賀に住んでいる私たちにとっては当たり前のものとしてなかなか気づきにくいものではありませんが、連綿と受け継がれてきた滋賀の誇るべき文化です。

加えて、滋賀の新たな魅力として、世界的レベルの舞台芸術を提供するびわ湖ホール取り組みや、市民ミュージカルや障害者アート、学校と連携した子どもの文化芸術体験学習など、新たな文化活動もさまざまな分野で取り組まれています。

私たちのふるさと滋賀がもっている、このような素晴らしい豊かな文化的価値を、私たちは今、改めて認識するとともに、国内外との交流により、新たな文化を創造しつつ、未来への贈り物として誇りをもって次の世代へ引き継いでいかなければなりません。

文化の振興にあたっては、県民の皆さん一人ひとりが主役です。だれもが誇りや愛着をもてる滋賀の実現を目指して、日々の暮らしの中で魅力ある滋賀の文化を育み、滋賀の「文化力」をより一層高めていけるよう、ともに手を携えて取り組んでまいりましょう。

平成21年(2009年)12月

滋賀県知事 嘉田 由紀子



Shiga Prefecture Cultural Promotion and Conservation Ordinance

条例制定の背景

文化は、感性や創造力を育むとともに、人と人が互いに理解し、尊重し合う基盤となるなど、地域社会の発展に欠かせないものです。今、心の豊かさや人と人との絆が求められる時代を迎え、文化の果たす役割がより重みを増してきています。

滋賀県では、平成18年度に滋賀の文化振興のあり方を検討する委員会を設置し、議論を重ねてきました。その結果、平成19年9月に委員会から出された「滋賀の文化振興のあり方」に関する提言を受けて、だれもが誇りや愛着を持てる滋賀を目指して、皆さんとともに魅力ある滋賀の文化を育むため、平成21年7月に「滋賀県文化振興条例」を制定しました。

